

深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付要綱

平成27年2月20日決裁
平成28年3月 3日決裁
平成29年3月27日決裁
平成30年2月28日決裁
平成31年3月 4日決裁
令和 2年3月30日決裁
令和 3年3月29日決裁
令和 4年1月26日決裁
令和 5年2月24日決裁
令和 6年2月27日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅における新エネルギー及び省エネルギーの普及を促進し、もって地球温暖化対策を推進することを目的として、予算の範囲内で深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる住宅用省エネ設備のうち、別表に定める要件を満たすものを設置すること（第8号については購入すること。）とする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム（エネファーム）（以下「エネファーム」という。）
- (3) 地中熱利用システム
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電池

- (5) 電気自動車等充給電設備（V2H）（以下「V2H」という。）
- (6) V2Hに対応した電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）又は燃料電池自動車（FCV）
(以下これらを「電気自動車等」という。)

(補助対象者)

第3条 補助事業を実施した者のうち、補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助事業を実施した者又は補助事業を実施した者と生計を一にする者が、市の住民基本台帳に当該者が記録されている住所地にある補助事業実施住宅において、現に居住する個人であること。
- (2) 補助事業を実施した者が当該住宅の所有者でない場合又は当該者の他にも当該住宅の所有者がいる場合は、全ての所有者の同意を得ていること。
- (3) 市税を滞納していないこと（補助事業を実施する者が2人以上であるときは、その全ての者が市税を滞納していないこと。）。
- (4) 補助金の交付の申請をしようとする補助事業と同種のものに対して、過去に市の補助金の交付を受けていない者であること。
- (5) 電気自動車等については、同一世帯で、同一の交付を受けていない者であること。

(補助額)

第4条 補助額は、補助事業ごとに別表に定める補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。）以内とし、別表の補助上限額を上限

とする。

2 次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、前項で定めた補助額に100,000円を上限に加算することができる。

(1) 第2条に定める事業のうち、(1)太陽光発電システムおよび(2)エネファーム、(4)定置用リチウムイオン蓄電池または(5)V2Hのいずれかを、補助金の交付申請を行う年度の4月1日から3月31日まで(以下「当該年度」という。)に設置すること。

(2) (1)の事業と同一年度内にホームエネルギーマネジメントシステム(以下「HEMS」という。)を導入すること。

(3) (1)(2)に関する補助金申請を1通の申請書で行うこと。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業を実施したことが確認できる住宅全体及び補助事業の実施状態が分かる写真

(2) 補助事業に係る領収書の写し(領収書が発行されない場合は、契約の相手方が作成する支払額証明書をもって領収書に代えることができる。)

(3) 前条第2項に定める加算を受けようとする場合は、当該加算の要件を満たすことがわかる書類

(4) 次のアからカまでに掲げる補助事業の区分に応じ、当該アからカまでに定めるもの

ア 太陽光発電システム

(ア) 発電容量が10キロワット未満であることが分かる書類

(イ) 当該年度より前の年度に設置を完了している場合は、当該年度に電力受給契約に基づく電力購入が開始されたことを証する書類の写し

イ エネファーム

(ア) 型式及び定格運転時において1.5キロワット以下の発電能力があることが確認できる書類

(イ) 設置が完了したことを証する書類

ウ 地中熱利用システム

(ア) 型式及び性能等の設備の仕様が確認できる書類

(イ) 設置が完了したことを証する書類

(ウ) 施工図面（掘削孔の深度、設備の設置位置等が確認できるもの）

エ 定置用リチウムイオン蓄電池

(ア) 型式及び設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上であることが確認できる書類

(イ) 設置が完了したことを証する書類

オ V2H

(ア) 型式及び給電できることが確認できる書類

(イ) 設置が完了したことを証する書類

カ 電気自動車等

(ア) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の写し

(イ) V2Hを介して住宅へ給電できることが確認できる書類

(ウ) V2Hの保証書の写し（同時申請の場合は不要）

(エ) 電気自動車等の所有者が申請者と異なる場合には

購入に係る契約を確認することができる書類

(才) 輸入自動車である場合、新車であることが確認できる書類

(5) 住宅の所在が分かる案内図

(6) 市税に滞納がないことの証明書（申請前1か月以内に作成されたものとする。）（補助事業を実施する者が2人以上であるときは、その全ての者の市税に滞納がないことの証明書）

(7) その他市長が必要と認める書類

（交付等の決定の通知）

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、交付の申請を行った者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第7条 規則第17条第1項の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付取消通知書（様式第4号）により、交付の決定を行った者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 規則第18条第1項の規定による補助金等の返還命令は、深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金返還命令書（様式第5号）によるものとする。

（協力）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、市が取り組む地球温暖化対策に関する調査等について協力を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた申請に対する補助金の交付等についてはこの要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた申請に対する補助金の交付等についてはこの要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

住宅用省エネ設備	補助事業の要件	補助上限額	補助対象経費
太陽光発電システム	<p>以下の全てに該当するもの</p> <p>1 太陽光を利用して発電を行うシステムであること。</p> <p>2 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10キロワット未満の太陽光発電システムであること。</p> <p>3 当該年度に購入及び設置をしたものであること。また、当該年度以前に購入及び設置を行った場合、当該年度に電力購入が開始されたものであること。</p> <p>4 未使用品であること。</p>	60,000円	<p>1 購入費（次のアからカまでに掲げるもの）</p> <p>ア 太陽電池モジュール イ 架台 ウ パワーコンディショナ エ 接続箱 オ 直流側開閉器 カ 交流側開閉器</p> <p>2 設置工事費</p>
エネファーム	<p>以下の全てに該当するもの</p> <p>1 都市ガス、LPガス等から水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電を行い、発電時に発生する排熱を給湯、暖房等に利用するシステムであること。</p> <p>2 定格運転時において1.5キロワット以下の発電能力があること。</p> <p>3 当該年度に購入及び設置をしたものであること。</p> <p>4 未使用品であること。</p>	100,000円	<p>1 購入費（次のア及びイに掲げるもの）</p> <p>ア 燃料電池ユニット イ 貯湯ユニット</p> <p>2 設置工事費</p>

地中熱利用システム	<p>以下の全てに該当するもの</p> <p>1 地中熱（地下水熱を含む。）を熱源として、冷暖房、給湯等に利用するシステムであること。</p> <p>2 年間エネルギー効率（当該システムにより1年間に供給される熱量を当該システムが1年間に消費する電力量で除して得た数値）が3.0以上であること。ただし、空気で熱交換を行う換気設備を除く。</p> <p>3 地中熱交換器（熱交換井等を含む）が適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱又は放熱ができるものであること。</p> <p>4 当該年度に購入及び設置をしたこと。</p> <p>5 未使用品であること。</p>	100,000円	<p>1 購入費（次のアからクまでに掲げるもの）</p> <p>ア 採熱井掘削</p> <p>イ 採熱パイプ</p> <p>ウ ヒートポンプ</p> <p>エ 循環ポンプ</p> <p>オ バッファータンク</p> <p>カ 熱交換パイプ</p> <p>キ ファンユニット</p> <p>ク 空気循環ユニット</p> <p>2 設置工事費</p>
定置用リチウムイオン蓄電池	<p>以下の全てに該当するもの</p> <p>1 再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して、繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステムであること。</p> <p>2 設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上であること。</p> <p>3 当該年度に購入及び設置をしたこと。</p> <p>4 未使用品であること。</p>	100,000円	<p>1 購入費（次のア及びイに掲げるもの）</p> <p>ア 蓄電池部</p> <p>イ 電力変換装置</p> <p>2 設置工事費</p>

V 2 H	<p>以下の全てに該当するもの</p> <p>1 電気自動車等に搭載された電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用できる機能を有するものであること。</p> <p>2 当該年度に購入及び設置をしたこと。</p> <p>3 未使用品であること。</p>	1 0 0 , 0 0 0 円	<p>1 購入費（次に掲げるもの） 電力充給電設備</p> <p>2 設置工事費</p>
電気自動車等	<p>以下の全てに該当するもの</p> <p>1 V 2 H を設置していること。</p> <p>2 V 2 H を介して住宅への給電機能を備えているものであること。</p> <p>3 自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する検査済自動車であること。</p> <p>4 当該年度に初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。））を受ける自動車（中古の輸入自動車を除く。）であること。</p> <p>5 リース契約により貸与された自動車でないこと。</p> <p>6 自家用の自動車であること。</p>	2 0 0 , 0 0 0 円	<p>1 購入費（次に掲げるもの） 自動車車両本体</p>

様式第1号（第3条及び第5条関係）

深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付申請書兼請求書

年　月　日

深谷市長　　宛て

住所

申請者　氏名

印

電話番号

(　　)

深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により、下記のとおり補助金を申請します。

また、要綱第6条第1項の規定に基づき補助金の交付が決定したときは、下記のとおり補助金を請求します。

なお、補助金の交付を受けるにあたって、次のことに同意し、及び誓約します。

1. 申請内容確認のために必要があるときは、住民基本台帳等について、深谷市が関係部署に調査を行うことに同意します。
2. 補助事業の設置に関する紛争が生じたときは、当事者間にて解決することを誓約します。

記

1 申請及び請求内容（表中の額は上限額）

補助事業	補助金額	○印
a. 太陽光発電システム	6万円	
b. エネファーム	10万円	
c. 地中熱利用システム	10万円	
d. 定置用リチウムイオン蓄電池	10万円	
e. V2H	10万円	
f. 電気自動車等	20万円	

加算名	加算金額	○印
スマートハウス加算	10万円	

補助金申請額（請求額）	円
-------------	---

【所有者の同意】

（補助事業を実施した者が当該住宅の所有者でない場合又は当該者の他にも当該住宅の所有者がいる場合）

申請者が、私の所有する上記住宅に、申請内容のとおり住宅用省エネ設備を設置したことについて、同意します。

所有者氏名（自署）

2 事業に要した経費(補助対象経費)

補助事業	補助対象経費
a. 太陽光発電システム	円
b. エネファーム	円
c. 地中熱利用システム	円
d. 定置用リチウムイオン蓄電池	円
e. V 2 H	円
f. 電気自動車等	円

3 振込口座 ※振込先を確認するため、預金通帳(写し)を御持参ください。

金融機関名		支店名	
預金種別		フリガナ	
口座番号		口座名義	

添付書類

- (1)補助事業を実施したことが確認できる住宅全体及び実施状態が分かる写真
- (2)補助事業に係る領収書の写し(領収書が発行されない場合は、契約の相手方が作成する支払額証明書をもって領収書に代えることができる。)
- (3)次のアからカまでに掲げる補助事業の区分に応じ、当該アからカまでに定めるもの
 - ア 太陽光発電システム
 - (ア)発電容量が10キロワット未満であることが分かる書類
 - (イ)補助金の交付を受けようとする年度より前の年度に設置が完了している場合は当該年度に電力受給契約に基づく電力購入が開始されたことを証する書類の写し
 - イ エネファーム
 - (ア)型式及び定格運転時において1.5キロワット以下の発電能力があることが確認できる書類
 - (イ)設置が完了したことを証する書類
 - ウ 地中熱利用システム
 - (ア)型式及び性能等の設備の仕様が確認できる書類
 - (イ)設置が完了したことを証する書類
 - (ウ)施工図面(掘削孔の深度、設備の設置位置等が確認できるもの)
 - エ 定置用リチウムイオン蓄電池
 - (ア)型式及び設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上であることが確認できる書類
 - (イ)設置が完了したことを証する書類
 - オ V 2 H
 - (ア)型式及び給電できることが確認できる書類
 - (イ)設置が完了したことを証する書類
 - カ 電気自動車等
 - (ア)自動車検査証の写し
 - (イ)V 2 Hを介して住宅へ給電できることが確認できる書類
 - (ウ)V 2 Hの保証書の写し(同時申請の場合は不要)
 - (エ)電気自動車等の所有者が申請者と異なる場合には、購入に係る契約を確認することができる書類
 - (オ)輸入自動車である場合には、新車であることが確認できる書類
- (4)住宅の所在が分かる案内図
- (5)市税に滞納がないことの証明書(申請前1か月以内に作成されたものとする。)(補助事業を実施する者が2人以上であるときは、その全ての者の市税に滞納がないことの証明書)
- (6)その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

深谷市長

印

年 月 日付けで申請のありました 年度深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金の交付については、下記のとおり決定したので、深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金等の額 金 円

2 補助事業

様式第3号（第6条関係）

深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

深谷市長

印

年 月 日付けで申請のありました 年度深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金につきましては、審査の結果、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由

様式第4号（第7条関係）

深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付取消通知書

第 号
年 月 日

様

深谷市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年
度深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金について、深谷市住宅用省エネ
設備設置費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり取消した
ので通知します。

記

1 取消事由

様式第5号（第8条関係）

深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

深谷市長

印

深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

- | | | |
|---|-----------|-------|
| 1 | 返還すべき金額 金 | 円 |
| 2 | 返還期限 | 年 月 日 |
| 3 | 返還理由 | |
| 4 | 返還方法 | |